

公安局員會告示

鳥取県公安局委員会告示第三十五号

定に基づき、次のとおり車両の駐車を禁止する。

車両の駐車を禁止する期間、場所等

鳥取県立安養院会計長 沢 住
禁止する期間、場所等

次の各号に掲げる車両については、対象から除外する。

三 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中のもの
三 清掃法（昭和二十九年法律第七十一号）に基づく汚物収集のため使

四 急患に対する医師の往診のため使用中のもの

五 犯罪搜査、交通事故搜査又は検証、実況見分等警察（検察）

六 道路信号機、道路標識等の設置又は管理のため使用中のもの

昭和二十一年一月一日から年間の火災復興工事費

○除車自岡
すにの事八千代橋改修工
る伴車岡ための通行同橋
。いうち回路止めとめ

種道 路 類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	五 号	八頭郡智頭町大字慶所字平田流三五の五から 同郡同町大字三吉字サギノス四六〇まで	昭和四十一年九月九日
	同郡同町大字塙師字塙田河原五三の三から 同郡同町大字同字塙田一八の三まで	"	
	同郡用瀬町大字用瀬字隨ノ口四六八の二から 同郡同町大字同字下河原五三三の三まで		昭和四十一年十月一日

及び建設省施工事務所において一般の機関に供する。

鶴取県知事
石

四

(第三種郵便物認可) 昭和41年9月9日 金曜日 鳥取県公報 第3766号

鳥取県告示第四百六十三号

建設省中國地方建設局長が道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第十一条第一項、第二十七條第一項及び第九十七條の二の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十一年九月九日から二週間鳥取県土木部道路課

昭和四十一年九月九日

鳥取県知事 石破二朗

